

第4回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 三田隆俊は、平成29年9月25日、午後3時00分、農業委員を足利市役所に召集し、第4回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	三田照子	3	三田隆俊
4	藤生正浩	5	森山進平	6	遠藤茂太
7	河内義昭	8	星野雅彦	9	長谷川良光
10	亀田幸雄	11	仙田光男	12	桐生さとみ
13	清水 茂	14	赤坂安一	15	本島一喜

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 蜂須義久、次長 吉澤 勇、副主幹 足立 純、主査 糸井隆雄、主任 若井武敏

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は15名、全員であります。本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第3 議案第1号から議案第4号について</p> <p>議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第4号 市への要望書について</p> <p>以上です。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員15名で定足数に達しておりますので、これより第4回足利市農業委員会を開会いたします。</p> <p>【午後3時3分 開会】</p>
議長	<p>報告事項について、次長より報告いたさせます。</p>

次長
議長 【事業概要報告】
次長から報告がありましたが、ご意見はございませんか。

議長 【意見なし】
それでは日程に入ります。
日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。
議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】
異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。
4番 藤生正浩委員、13番 清水 茂委員を指名いたします。
ご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】
異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。
続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主査 それでは議案書の1ページをお開き下さい。
農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。総括表に基づきましてご報告いたします。
まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が3件、筆数が7筆、面積が2,154.98㎡となっております。
続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が16件、筆数が19筆、面積が7,007.09㎡となっております。
合計いたしまして件数が19件、筆数が26筆、面積が9,162.07㎡となっております。
また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから6ページに記載されております。
以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

議長 【質問なし】
それでは、専決処理についてご了承願います。
続いて日程第3に入ります。
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

副主幹 議案書の7ページをお開き下さい。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。
1番、申請地は名草上地内の畑、面積32㎡です。譲受理由は、自作地に隣接しているため、取得し整形して耕作したいで、譲渡理由は、労力が不足しており経営規模を縮小したいというものです。契約内容は所有権移転の売買で

す。

続きまして、議案書の27ページをご覧ください。1番の調査書となっております。各項目とも、適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

2番、申請地は大沼田町地内の田、面積184㎡ほか5筆です。譲受理由は、自作地に隣接しているため、取得し耕作したいで、譲渡理由は、会社員のため離農したいというものです。契約内容は所有権移転の売買です。

続きまして、議案書の29ページをご覧ください。2番の調査書となっております。各項目とも、適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

以上よろしく、ご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

小山委員。

1番

1番 小山です。

実情調査の結果を報告いたします。

調査年月日は平成29年9月14日、木曜日、午前8時30分から、調査班は森山委員を班長といたしまして、河内委員、赤坂委員、藤生委員、私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い申請地の確認を行ったものであります。

申請地は所有権移転売買の申請であり、申請人の自作地の現地調査については、合計いたしまして計7筆あることから、事前に事務局で確認し、適正に耕作及び管理がなされていることの報告を受けましたので、省略をさせていただきました。

また、申請地は自作地への耕作道として確保しつつ耕作する計画であることから、周辺農地の農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第1号 1番はそのように決定いたしました。

続いて、2番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

藤生委員。

4 番

4 番 藤生です。

実情調査の結果を報告いたします。

調査年月日、調査班は1番の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い申請地の確認を行ったものであります。

申請地は所有権移転売買の申請であり、申請人の自作地の現地調査については、合計いたしまして12筆あり、事前に事務局で確認し、適正に耕作及び管理がなされていることの報告を受けましたので、省略させていただきました。

また、申請地は自作地と隣接しており耕作をするのに利便性が良いことから、周辺農地の農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

なお、今回の申請地内には公図上に「道」がある事から、今後の扱いとして、これらの土地の払い下げ、または、換地の確保等をきちんと関係部署と協議するように指導予定である事を申し添えます。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第1号 2番はそのように決定いたしました。

続いて、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

副主幹

それでは議案書の8ページをお開き下さい。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、申請地は迫間町地内の田、面積3,339㎡ほか57筆です。施設の概要は、駐車場です。

申請理由は、申請者が管理受託している近隣大規模花卉農園で毎年10月から翌年2月まで実施するイルミネーション時期及び4月、5月に開花する藤等に合わせ、多くの来場者があり既存の駐車場では不足するため、毎年11月から5月までの期間を3年間一時転用で申請地を借り受け、駐車場として利用したいで、農地区分は農振農用地、備考としまして、都市計画法適用外、農地法施行令10-1-1、「一時的な利用」及び「農業振興地域整備計画の達成に使用を及ぼす恐れがない場合」とありますが、「支障を及ぼす恐れがない場合」の間違いですので訂正をお願いいたします。以下13ページまで同様

ですので訂正をお願いいたします。

続きまして、議案書の31ページをご覧ください。1番の調査書となっております。各項目とも適正なものと判断されております。32ページから40ページに実情調査報告書が載せてございますので、ご覧いただきたいと思います。

それでは議案書の13ページをお開きください。

続きまして2番、申請地は利保町地内の田、面積419㎡です。施設の概要は駐車場です。

申請理由は、申請人である宗教法人が営む寺院の法事等の際に既存の駐車場では手狭なため申請地を譲り受け駐車場として利用したいで、契約内容は所有権移転の寄附、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

続きまして、議案書の41ページをご覧ください。2番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

13ページにお戻りください。

続きまして3番、申請地は大沼田町地内の田、面積330㎡です。施設の概要は、一般住宅一棟、延べ床面積83.22㎡です。

申請理由は、現在市内の借家に住んでいるが手狭なため申請地を借り受け、住宅を建築したいで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34-11、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

なお、譲受人と譲渡人は親子になります。

続きまして、議案書の43ページをご覧ください。3番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図がございませう。

議案書の13ページにお戻りください。

続きまして4番、申請地は羽刈町地内の畑、面積793㎡です。施設の概要は、駐車場です。

申請理由は、申請人である医療法人が運営する病院の職員用並びに患者用の駐車場が不足し手狭なため、申請地を譲り受け駐車場として利用したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の45ページをご覧ください。4番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

赤坂委員。

議長

14番

14番 赤坂です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の31ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日および調査班は3条許可申請と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が管理を受託している市内の大規模花卉農園の来園者用の駐車場用地として、3年間一時転用し、利用したいというものです。

農地法上の農用地の一時転用の期間は最長3年であることから、従来3年ごとに許可申請が行われています。

転用面積については、5,327台が駐車できる、約13haの面積が必要とのことですが、年々入園者数は増加傾向にあり、3年前の前の申請では約10haでしたが、今回はそれを上回る面積での申請になっています。

また、平成30年に当該花卉農園の隣接地にJR両毛線の新駅が開設となる予定ですが、現状では乗用車と鉄道利用者の比率は従来と同等程度になると推測しており、開設後の来園者の動向を見守りたいとのことでした。

土地の選定理由としましては、周辺の候補地を検討しましたが、当該花卉農園から近く、条件を満たしている適地が申請地とのことでした。

また、用水路や畦畔の保護のため、車両の出入口には鉄板を敷き、またカラーコーンや夜間照明を設け、警備員を配置します。雨天時のぬかるみの対策として申請地の一部には養生資材を敷きます。工事車両の通行については、通勤通学の時間帯を避け、一時転用期間中については足利警察署の指導に従い、交通渋滞の緩和のため申請地周辺の農道での一般車両の一方通行を実施しますが、農耕機の往来については優先的に通行ができるよう配慮するとのことでした。

以上のことから、周辺農地および申請地の一時転用について、営農に影響のないものと思われまます。

また、事業費は、土地の賃借料を含め全額自己資金で賄われることを確認いたしました。

結論として、申請地は迫間町ならびに大久保町にまたがる農振農用地であり、申請人の実情から、一時転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】
議長 意見もないようですので、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】
議長 異議なしと認め、議案第2号 1番はそのように決定いたしました。
続いて、2番から4番を上程いたします。
本件について、意見を求めます。

【意見なし】
議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】
議長 異議なしと認め、議案第2号 2番から4番はそのように決定いたしました。
続いて、議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
主査 それでは、議案書の14ページをお開き下さい。
議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。
平成29年9月29日公告分であります。
議案書の15ページをご覧下さい。今回の議案の総括表であります。貸借権設定（利用権設定）が、12件で面積21,748㎡です。
続きまして所有権移転は、今回は0件になります。
なお、詳細につきましては16ページから19ページに記載されております。
なお、今回の議案から、備考欄に認定農業者の方につきましては、認定農業者と記載をさせていただいておりますが、議案の中で10番から12番の譲受人の方については、認定新規就農者でいわゆる担い手に含まれますので、追記をお願いいたします。
審議の後、承認をいただきましたら、いずれも9月29日付で公告の手続きを行います。
以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件は、先に1番を上程いたします。
ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限の規定により、14番赤坂委員の退席を求めます。

【午後3時33分 退席】
議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】
議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】
議長 異議なしと認め、議案第3号 1番はそのように決定いたしました。
ここで、関連議案の審議が終了しましたので、赤坂委員の出席を求めます。

【午後3時35分 出席】

議長

続いて、2番から12番を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

長谷川委員。

9番

9番 長谷川委員。

前々から問題になっていたと思うのですが、今回の借り受け者の中で耕作放棄地を抱えている方がいらっしゃいます。2号遊休農地を抱えていらっしゃる方です。

これに対して、農業委員会としては、明確に受け付けないとか否決するというのを今までやってきていないので、この場でどうこうするのはどうかとは思いますが、農地パトロールの中で今年あがった人なのです。まだ事務局のほうに届いていなかった可能性もあるので、事務局でも見落とししたかもしれませんが、その扱いをどう判断するのか意見を聞きたいのと、今後、流動化の申し込みにあたって、遊休農地を抱えている人は流動化に参加できませんというような案内を広報にでも載せることが必要かなと思います。

議長

はい、次長。

次長

長谷川委員のおっしゃったとおり、ご指摘そのものだと思います。

今までにそのような方が、利用権を設定されていたということを私も知りませんでしたので、大変申し訳ございません。

今後は、設定ができないような要項を作るとか検討していきたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

ただ、今回に関してはどなたかというのを把握していないので、すでに議案として挙がっていますので、このまま進めていただければと思います。

議長

ここで、暫時休憩といたします。

【午後3時37分 休憩】

議長

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

【午後3時43分 再開】

議長

ただ今の件につきまして、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第3号 2番から12番はそのように決定いたしました。

続いて、議案第4号 市への要望書についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。副主幹。

副主幹

議案書の20ページをお開き下さい。

議案第4号 市への要望書について、ご説明いたします。

この市への要望書については、農業委員会として毎年農業者の要望を可能な限り集約をした上で市長に提出し、来年度の予算へ反映して頂くということを目的として作成をしております。今年度は本日午後5時から提出を予定しております。それでは議案書21ページをお開きください。

- (要望書(案)読み上げ)
- 以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。
- 議長 本件について、意見を求めます。
- 小山委員。
- 1 番 1 番 小山です。
- ただ今の要望書の中で、1の(2)農業基盤の整備、用水堰の整備とありますが、市単独用水堰整備事業は、県費補助等に該当しない小規模な改良工事に対する補助とありますが、下から4行目に堰、樋門の改修や揚水機の新設・改修に本市単独用水堰整備事業助成制度が利用されている状況からという表現ですが、本来この補助事業は、堰の改修及び小規模な改良工事に対する補助となっているのに、樋門の改修、揚水機の新設に利用されているという意味あいでしょうか。
- だとすると、本来の補助事業の補助対象から外れたことをやっているの、よろしくないという表現ととらえられそうですが、それについてはいかがでしょうか。
- 議長 副主幹。
- 副主幹 市単独用水堰整備事業は、その補助対象に堰の改修、揚水機の新設・改修が含まれているかどうかということでしょうか。これにつきましては、含まれているという理解で、需要があるので継続と拡大をお願いしたいという意味での要請と考えております。
- 1 番 そうしますと、該当するのは小規模な改良ということですが、ここには堰・樋門の改修とありまして、この樋門というのは、小規模なものではないと私は認識しております。一級河川等にある、逆流防止の大型ゲートの事を樋門と称するので、農業施設の小規模なものではないと考えますがいかがでしょうか。
- 副主幹 この堰・樋門というのは、私が考えていますのは、農業用水路にあるフタといますか、市で設置する大規模な水門ではなく、もっと小さな、人の手で開閉できるようなものだと認識しております。
- 9 番 改良区の理事長に聞いてみてはどうでしょうか。
- 議長 議長は発言できないのですが、改良区の理事長として発言しますと、ただ今の小山委員の指摘のとおりです。樋門とは大型の水門のことです。ただ、通常2m、1mの水門でも樋門と使っています。樋門と水門の見かけの違いはどこなのかといわれると、定かではないのです。
- 三栗谷用水では、樋門というのは大きなものを指しています。どのくらいまでといわれても困りますが、およそ2mくらいまでのものは水門と言っています。はっきりとしたことは、わかりません。
- 9 番 この案を作ったときの考え方なのですが、文章構成がどうこうというより、要は、国も県も補助を出してくれないような箇所について、補助が受けられないので、それに対応する市の単独事業で補助の継続をお願いしたいということが主旨です。

国、県の補助が受けられるところは活用していただいて、そうでないところの補助については、この市単事業としての補助しかないので継続を要望したいということで載せさせていただきました。

議長

余談ですが、国、県の補助事業に該当するというのは200万円を超えるもので、それ以下のものにはつきません。200万円のできるのは、どのくらいの水門かという、2、3mくらいのものであればはできると思います。

1 1 番

柳原用水、わたらせ左岸改良区に加われない区域でため池の管理をしているので、そこで補助を受けられるように残していただきたいという思いであります。

議長

事務局。

副主幹

ご意見ありがとうございました。

私も専門外でうまくまとめられませんでした。樋門のところを水門と修正をさせていただきたいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

議長

小山委員、そのような表現でよろしいでしょうか。

1 番

はい。

議長

それでは、1ページの下から4行目の、「堰、樋門」を「堰、水門の改修」に訂正をしたいと思います。

それでは、それ以外で何かございますか。

議長

赤坂委員。

1 4 番

先ほどの水門の表現ですが、インターネットで調べて見たところ、樋門より水門のほうが大きいとなっています。

議長

暫時休憩といたします。

【午後4時07分 休憩】

議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

【午後4時15分 再開】

議長

それでは、本件を承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第4号はそのように承認いたしました。

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

続いて、報告事項 農地法第5条の規定による届出受理の取消願及び非農地証明願の処理経過について、事務局の報告を求めます。

副主幹

それでは、議案書の24ページをお開き下さい。

報告事項、農地法第5条の規定による届出受理の取消願について、ご説明いたします。

1番、申請地は五十部町地内の田、面積70㎡、施設の概要は駐車場、受理の日付は平成29年8月7日、取消理由は、譲受人を変更するため、取消の日付は平成29年8月28日です。

つづきまして、非農地証明願の処理経過についてご説明いたします。

1番、申請地は県町地内の田、現況 宅地、面積379㎡、願出の理由は、

昭和43年4月頃より宅地として利用しているで、受付の日付は平成29年8月31日、処理の日付は同じく9月6日です。現地確認は事務局と長谷川職務代理で行っております。

以上、ご報告します。

議長

ただ今、事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長

それではご了承願います。

なお、議案末尾に農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

また前回の総会において、農業会議に諮問する旨の議決をされた、農地法第5条許可申請につきましては、8月28日に開催された常設審議委員会において許可相当との答申を得、会長専決にて許可書の交付をしたことをご報告いたします。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第4回足利市農業委員会を閉会いたします。

【午後4時20分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年12月25日

足利市農業委員会

4番委員

13番委員